令和2年9月30日制定

(目的)

- 第1条 この要綱は、新生児に対して実施する聴覚検査(以下「聴覚検査」という。)に要する費用を新生児の保護者に助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育に資することを目的とする。
 - (助成対象者)
- 第2条 助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は、聴覚検査を受けた新生児の保護者であって、検査日において、町内に住所を有する者とする。ただし、他の地方公共団体から聴覚検査に係る助成を受けた者はこの限りでない。

(助成の対象となる聴覚検査)

第3条 助成の対象となる聴覚検査は、自動聴性脳幹反応検査(AABR)、耳音響放射検査 (OAE)又は聴性脳幹反応検査(ABR)とし、生後6箇月を経過する日までに行われるものとする。ただし、特別な配慮が必要な者への聴覚検査の時期については、医師の判断によるものとする。

(対象経費)

- 第4条 助成の対象となる経費は、初回検査及び確認検査に要する費用の全額とする。 (助成の手続等)
- 第5条 町長は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出があったときは、出生後に聴覚検査を受検するよう勧奨するものとする。
- 2 町長は、妊娠の届出をした者を、第2条に規定する助成対象者とみなし、大槌町新生 児聴覚検査費用助成事業受検票兼助成券(様式第1号)(以下「受検票兼助成券」という。) を交付するものとする。
- 3 町長は、大槌町に転入した新生児を確認したときは、聴覚検査の受検の有無を確認の うえ、受検票兼助成券を交付するものとする。
- 4 第2項の規定により受検票兼助成券の交付を受けた者が、当該受検票兼助成券を損傷 し、汚損し、又は紛失したときは、大槌町新生児聴覚検査費用助成事業受検票兼助成券 再交付申請書(様式第2号)を町長に提出することにより、受検票兼助成券の再交付を 受けることができる。

(聴覚検査の実施)

- 第6条 助成対象者は、町と委託契約を締結した医療機関又は助産所(以下「委託医療機関という。)に受検票兼助成券を提出して受検するものとする。ただし、助成対象者が、委託医療機関において聴覚検査を受検することが困難な場合は、委託医療機関以外の医療機関又は助産所(以下「委託外医療機関」という。)において、受検することができる。(委託医療機関による代理受領)
- 第7条 委託医療機関は、助成対象者の委任に基づき、当該助成対象者が受領すべき聴覚 検査の助成費用を当該助成対象者に代わり受領することができる。
- 2 前項の規定により、受託医療機関が助成費用を請求しようとするときは、大槌町新生 児聴覚検査委託料請求書(様式第3号)に聴覚検査を実施した月ごとの受検票兼助成券 を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。
- 3 町長は前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速 やかに委託医療機関に支払うものとする。

(償還払による受領)

- 第8条 助成対象者が代理受領を委託医療機関に委任しない場合及び委託外医療機関において受検する場合は、償還払により検査費用を助成するものとする。
- 2 償還払により検査費用の助成を受けようとする者は、新生児の出生の日から1年以内に大槌町新生児聴覚検査費用助成金請求書(様式第4号)(以下「請求書」という。)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 医療機関が発行した聴覚検査に係る領収書
 - (2)受検票兼助成券
 - (3) 母子健康手帳
 - (4) 聴覚検査の種類と結果が確認できるもの
 - (5) その他町長が必要と認めるもの
- 3 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは速 やかに支払うものとし、不適当と認めたときは、大槌町新生児聴覚検査費用助成事業助 成金交付却下通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、そ の者から当該助成金の一部又は全部に相当する額を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行し、令和2年4月1日に遡及し適用する。
- 2 この要綱の施行前且つ適用期間中に出生した助成対象者にあっては、第5条の手続き を省略し、第8条を準用して助成を受けることができる。